

議案第12号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

上記議案を提出します。

平成29年3月7日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

和解及び損害賠償額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるもの。

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

1 和解及び損害賠償の相手方

長崎市

A

2 事故の概要

平成28年4月22日、上記1所有の長与町吉無田郷地内の建設用地において、施工業者により埋設物の確認の為に来庁された際、窓口において不十分な対応により、町が管理する暗渠排水管を破損させ、その侵出水により地盤に影響を与えたため、地盤改良、埋設物の撤去等の追加工事の発生及び、工事完成に遅延を生じさせたもの。

3 和解の内容

上記2の事故で損害を被った相手方に対して、追加工事となった地盤改良、埋設物撤去工事費及び、物件引き渡しの遅延による損害補償金として下記4の額を賠償する。

なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、長与町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 損害賠償の額

8,487,406円